

令和7年1月4日

保護者のみなさまへ

内子町長 小野植 正久

令和7年度 放課後児童クラブ入会のご案内

内子町放課後児童健全育成事業（児童クラブ）とは、児童福祉法第6条の3第2項に基づき、小学校に通う子どもの保護者が就労等により昼間家庭（放課後）にいない児童に対して、家庭や地域との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活を通して健全育成を図る事業です。

つきましては、令和7年度放課後児童クラブへの入会を希望される方は、以下の募集要項をご確認いただき、担当児童館までお申し込み下さい。

【令和7年度内子町放課後児童クラブ募集要項】

1 放課後児童クラブ一覧

学校区	放課後児童クラブ名	定員	開設場所	担当・申込先
内子小学校	内子第1児童クラブ	30名程度	内子児童館内 (内子町内子 2019 番地)	内子児童館
	内子第2児童クラブ	40名程度	内子小学校敷地内 (内子町内子 3147 番地)	
五十崎小学校	五十崎児童クラブ	30名程度	五十崎児童館内 (内子町五十崎甲 1288 番地)	五十崎児童館
天神小学校	天神児童クラブ	38名程度	天神小学校敷地内 (内子町平岡甲 455 番地)	

※ 希望者が定員を超えた場合は選考を行い、原則、保育の必要性が高い児童から利用を認めます。

※ 内子第1児童クラブ、内子第2児童クラブは選択することができません。

※ 天神、五十崎児童クラブで定員を超えた場合のみ、余裕のあるクラブへの受け入れとします。

※ 土曜日や学校休業日において、担当児童館内のクラブを集約して開所する場合があります。

2 開 所 日 令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 閉 所 日 日曜日・祝日・お盆（8/13～15）・年末年始（12/29～1/3）・警報発令時

4 対象児童 放課後児童クラブが開設されている小学校に通学する児童（1～6年生）

※ 継続して利用を希望される場合でも、毎年申請が必要となります。

5 利用条件 ① 保護者が就労等により昼間家庭（放課後）にいない児童（就労証明書等必要）。

② 祖父母がいても児童の世話ができない家庭の児童。

③ 保護者が迎えに来られること。

6 利用時間 【学校授業日】月曜日～金曜日

下校から午後5時30分まで

【学校休業日】土曜日・長期学校休業日（夏休み等）・繰替休業日

午前8時30分～午後5時30分

※就労時間により午前8時00分～午後6時00分まで延長利用が出来ます。

7 保護者の負担

- ① 利用料 児童1人につき月額5,000円（但し、8月のみ10,000円）
- ② 保険料 児童1人につき年間800円程度（スポーツ安全保険に加入し、活動中の負傷事故及び往復途上における事故について対応します。）
- ③ その他 児童の館外研修等で必要とする経費

- ## 8 活動内容
- ① 児童の健康管理、安全管理、情緒の安定に資する活動
 - ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上に資する活動
 - ③ 児童の活動状況の把握と家庭への連絡調整
 - ④ その他児童の健全育成上必要な活動

9 申込必要書類

- ① 児童クラブ入会申込書（様式第1号）
- ② 児童台帳（様式第2号）
- ③ 就労証明書（様式第3号）
 - ※ 申込必要書類は各児童館・児童クラブにあります。
 - ※ 就労内容が自営業及び農業の方は事業をしていることを確認できる書類（確定申告書の写し、個人事業の開業・廃業届出書の写し等）の提出が必要です。
 - ※ 病気・介護・出産等の場合、診断書や母子手帳の写し等の提出が必要です。
- ④ 家庭状況調査票（別紙）

10 申込受付期間

令和7年1月4日（土）～31日（金）【必着】

児童館開館日の9時00分から17時00分までに提出してください。

- ※ 受付期間終了後に書類を審査し、2月下旬までに入会の可否について通知します。
- ※ 年度途中からの申込みについても随時受付しております。但し、申請時に希望の児童クラブが定員に達している場合には利用できない場合があります。
- ※ 年度途中から登録される児童は、申請日から約2週間後（スポーツ安全保険に加入後）から利用開始となります。

- ## 11 提出先
- 児童クラブを担当する児童館又は児童クラブへ提出してください。

- ## 12 留意事項
- ① 保護者は連絡帳（クラブノート）を毎日確認してください。
 - ② 欠席、早退等、特別の事由がある場合、事前に職員に連絡してください。
 - ③ 利用料は毎月中旬に集金袋をお渡しします。月末までに保護者から職員へ直接お支払いください。
 - ④ 入会が決定した児童の保護者は3月8日（土）までに担当児童館・児童クラブへ保険料をお支払いください。

13 保護者説明会

- ・利用対象者の保護者説明会を令和7年3月上旬頃に予定しています。
- ・その他、詳細については、直接下記までお問い合わせください。

14 問い合わせ先

内子児童館 TEL 0893-44-3101
五十崎児童館 TEL 0893-44-2001